

Q 営業職の賃金を歩合制で支払う場合、一定額を保障する必要があるか

A 業績がゼロであっても、労働している以上は最低賃金を下回ることはできませんし、賃金が労働者の生活を支えていることから考えても一定額を保障する必要があり、労基法でも保障給を定めるように規定しています。

保障額の目安としては、平均賃金の60%程度とするのが妥当とされています。